返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める要望意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、 返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んでいます。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけであります。

よって、国におかれましては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して 勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的 な経済支援策として、下記の事項について実施されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度をめどに給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を 着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏ま え、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣